

## 国家神道

### (1) 明治政府の神道政策

#### 1) 神仏分離令

明治元年、明治国家の神道国教代政策への地ならし政策として、神道擁護、神仏混淆の廃止を目的として出された法令。

神職の神祇官直属 社僧・別当の還俗 排仏毀釈の推進

#### 2) 大教宣布運動

明治3年、大教宣布の詔発布。宣教師を神祇官に設置。

明治4年、神社を国家の宗祀と規定。社格制度の実施。官国幣社の神職の世襲制廃止。

明治5年、大教宣布運動の実施。神職・僧侶等からなる教導職を設置。

教則三箇条	実施体制
第1条 敬神愛国の旨を体すべきこと。	全国に大教院（芝増上寺） 中教院（62 箇所）小教院 （227 箇所）を設置。
第2条 天理人道を明らかにすべきこと。	
第3条 皇上を奉載し朝旨を遵守すべきこと。	



ごたごた続きの大教宣布運動
神主と僧侶の対立 伊勢派と出雲派の対立（祭神論争） 祭神論争
大教宣布運動の推進母体である神道事務局に祭る神を 造化三神（天御中主神・高御産巢日神・神御産巢日神）+ 天照大御神とするか 造化三神 + 天照大御神 + 大国主神にするかの論争
神道諸派の独立
出雲大社教（明治6年） 神道黒住教と神道修成派（明治9年）

明治15年、大教宣布運動の終焉。

神道政策
官国幣社の神職を国家公務員とし、公的役職としての教導職は解体。 （神職は祭祀の厳修に勤め、神道や信仰を語ることを禁止）
神葬祭の禁止
神社付属の講社・教導職は独立の教派を組織（教派神道）。

大日本帝国憲法の起草準備時期
伊東博文：明治15年渡欧、ドイツ、イギリスなどで憲法調査。
井上毅：明治14年憲法顧問就任。草案を作ったのが井上毅。
金子堅太郎：明治13年元老院権少書記官に採用され、憲法の調査に当る。



大教宣布運動の終焉時期と、憲法制定のための本格的準備に入った時期と一致する。



### 神道の国教化

#### 欧米型憲法

信教の自由との関係である特定の宗教の国教化は明文化できない。しかし、大多数の国民がその宗教の信者であるため国事行為をその宗教の儀礼で行っても誰も文句を言わない。

#### イスラム法

イスラム教以外の宗教を認めないため、明文化できる。

#### 地鎮祭訴訟・玉串料訴訟は違憲

現行憲法では神道は宗教。欧米型憲法を採用し、なおかつ国民の大多数が明確な神道信者でない以上、国事行為を神道儀礼で行うことはおかしい。

#### 地鎮祭訴訟・玉串料訴訟が何故合憲となるのか？

地鎮祭や戦没者慰霊祭を神道儀礼で行うことは、宗教ではなく我が国古来からの習俗・慣習によるもの。

大多数の神主がこの合憲判決に喜び、違憲判決に憤慨した。つまり、大多数の神主は「神の前で祝詞を奏上する行為」を宗教的行為と捉えていないということになる。

#### 神主は何故合憲判決に喜んだのか？

神道界に全ての国事行為を神道儀礼で行いたいという「神道国教化」の願望があるから。それなら教化（布教）に励み大多数の国民を神道信者にしようとするのが筋。ところが教化ではなく、国家や政治との結びつきの中で国教化を実現しようとするから、このような矛盾が生じる。

明治 22 年、大日本帝国憲法発布

明治 23 年、教育勅語発布

明治 33 年、内務省神社局(内務省の筆頭部局:局長以下 5 名)

大教宣布運動の残骸(格は高いが中身が伴わない)

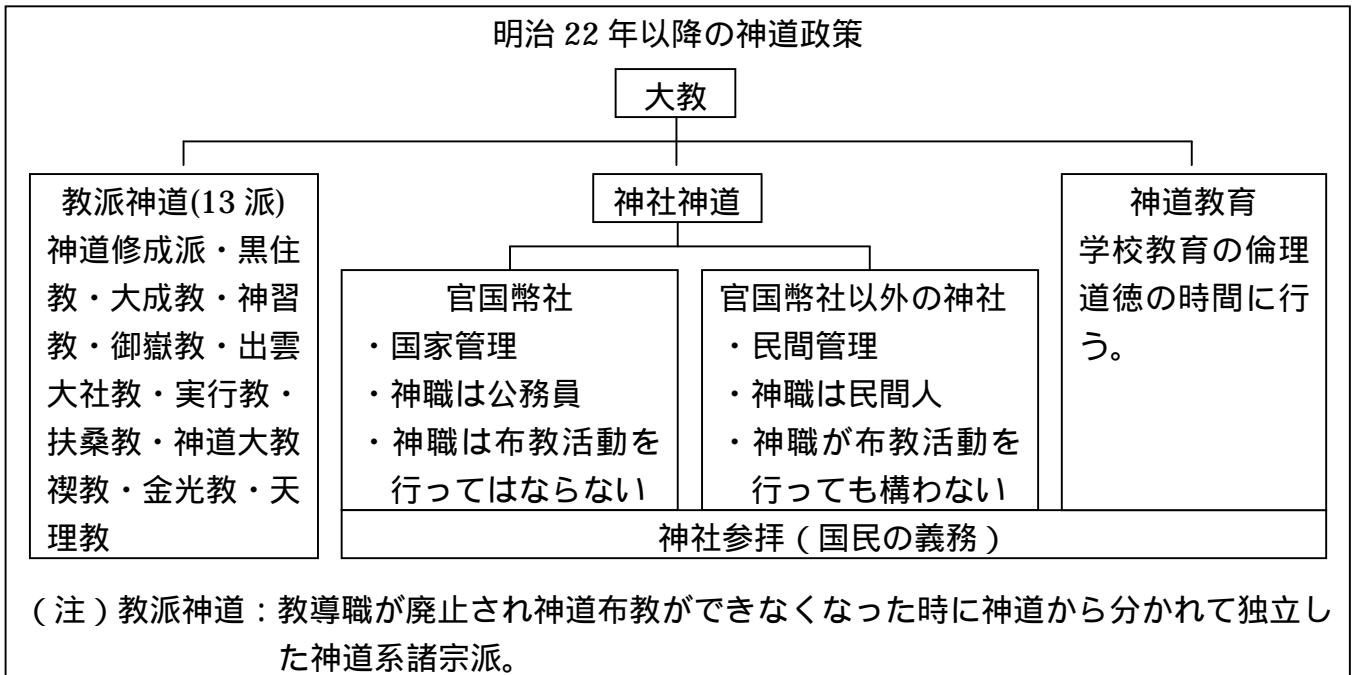
昭和 15 年、神祇院設立(神社局に代わって:皇紀二千六百年記念として発足)

国家神道まっしぐら

昭和 21 年、宗教法人神社本庁設立(神祇院に代わって)

神社本庁は国家神道的体質をそのまま受け継いだ団体。

官国幣社の世襲制が禁止され、神主が公務員となった。つまり、神社本庁は旧官国幣社の人事権を握っているため逆らえない。



⇩

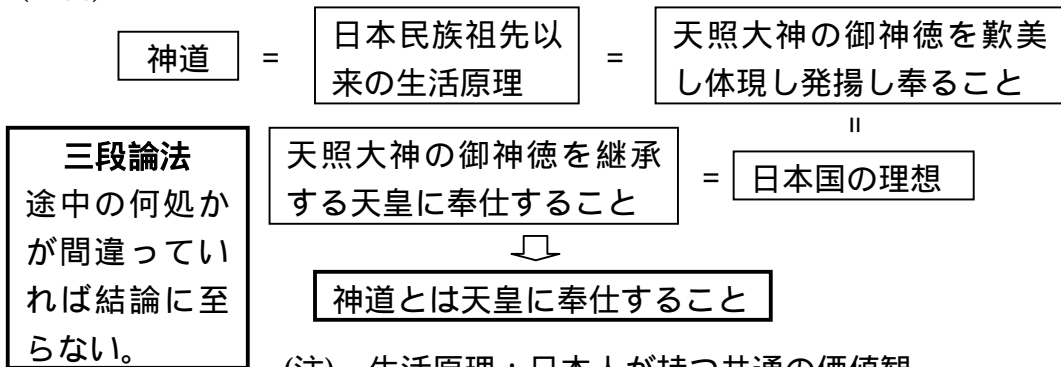
神道は宗教にあらず

(2) 神道論

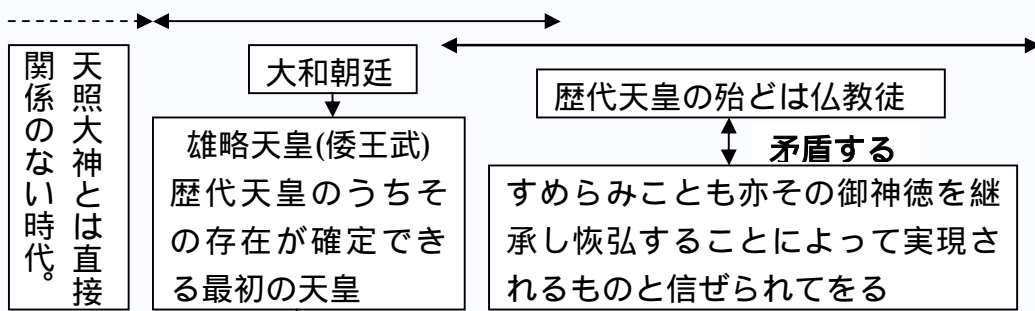
河野省三（國學院大學学長）

神道とは神の道である。神の道とは日本民族祖先以来の生活原理である。日本民族は皇祖天照大神の御神徳を歎美し体現し発揚し奉ることを以って生活の原理とし、日本国の理想として来たのである。而して其の生活原理が天御中主神若しくは国常立尊に淵源する天つ神の命であると信じ、天照大神の御子孫たる日嗣の御子即ちすめらみこと(天皇)に奉仕することによって実現されるものと信じ、すめらみことも亦その御神徳を継承し恢弘することによって実現されるものと信ぜられてをるのである。

(論旨)



(注) 生活原理：日本人が持つ共通の価値観



倭の五王

5世紀から7世紀にかけて、中国南朝の東晋や宋に朝貢して「倭国王」などに冊封された倭国の五人の王、すなわち讚、珍、濟、興、武をいう。日本書紀などの天皇系譜から「讚」 履中天皇(17代)、「珍」 反正天皇(18代)、「濟」 允恭天皇(19代)、「興」 安康天皇(20代)、「武」 雄略天皇(21代)等の説がある。また、「讚」が仁徳天皇(16代)で「珍」を反正天皇とする説や、「讚」は応神天皇(15代)で「珍」を仁徳天皇とする説などがあり、天皇と倭の五王とを関連付ける証拠は無く倭の五王の正体については今のところ不確定である。但し、「武」は、稲荷山古墳出土鉄剣・鉄刀銘文から雄略(大泊瀬幼武命; おおはつせわかたけのみこと)に比定されている。

雄略天皇以前の我が国の歴史ははっきりとは解らない。また、雄略天皇以降でも河野氏がいわれるような歴史的事実はない。

日本民族祖先以来の...  
河野氏はいつの時代を指して「日本民族祖先以来...」といっておられるのか皆目見当がつかない。

つまり、河野氏は歴史を踏まえで「日本民族祖先以来...」といっておられるのではなく、明治以降に造られた神道が、さも昔から日本人が持ち続けてきた神道であるかのごとく述べておられるに過ぎない

国家神道のまやかし

# 神道講座テキスト (第11回)

平成19年1月7日(日)

新熊野神社